

■ 4条1項11号

不服 2019-6749

＜本願商標＞

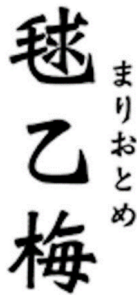
「マリ乙女」(標準文字)

第31類「イチゴ」

＜結論＞

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞



引用商標：

第29類「冷凍梅、梅干、その他の梅を使用してなる加工果実、梅を使用してなるお茶漬けのり、梅を使用してなるふりかけ」

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標

本願商標は、・・・、「マリ乙女」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は、同じ書体及び大きさをもって、等間隔にまとまりよく表されているものであり、また、その構成全体から生じる「マリオトメ」の称呼も、無理なく一連に称呼し得るものである。

そうすると、本願商標は、その構成全体をもって、一体的な造語を形成するものとして看取、把握されるとみるのが相当であり、また、本願商標の構成中の「乙女」の文字は、「年若い女子」といった意味を有する既成の語であるものの、その構成全体については、既成の語ではなく、特定の意味合いを想起させるものとして一般に知られている語ともいえない。

してみれば、本願商標は、その構成文字全体に相応する「マリオトメ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものというべきである。

(2) 引用商標

引用商標は、・・・、「毬乙梅」の文字を縦書きしてなるものと、その右方に、当該文字に比して極めて小さく表された縦書きの「まりおとめ」の文字を配してなるものであるところ、その構成中、「毬乙梅」の文字は、辞書類に載録されている既成の語ではなく、かつ、特定の読みや意味を想起させるものとして一般に知られている語ともいえない。

そうすると、引用商標は、これを構成する「毬乙梅」の文字と「まりおとめ」の文字との大きさの違いや配置に加え、前者を構成する「毬」、「乙」及び「梅」の各漢字の読みをも勘案するときは、その構成中、「毬乙梅」の文字が特徴あるものと看取、把握される一方、後者の「まりおとめ」の文字については、当該「毬乙梅」の文字の読みを特定すべく付されたものとして看取、理解されるとみるのが相当である。

してみれば、引用商標は、「毬乙梅」の文字にその読みを特定するための「まりおとめ」の文字を付記してなる一体的なまとまりあるものであって、その構成全体に相応する「マリオトメ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものというべきである。

(3) 本願商標と引用商標との類否

本願商標と引用商標とは、それぞれ、上記(1)及び(2)のと通りの構成からなるものであるところ、前者は、「マリ乙女」の文字を標準文字で表してなるものであって、視覚上も含め、特徴があるものとはいい難いのに対し、後者は、一般的な書体で表されているものの、特徴ある「毬乙梅」の文字にその読みを表した「まりおとめ」の文字を付記してなる一体的なまとまりあるものであるから、両者は、外観上、顕著な差異があるものとして、明確に区別し得るものである。

また、本願商標と引用商標とは、称呼上、「マリオトメ」という同一の称呼を生じるものである一方、両商標は、いずれも特定の観念を生じないものであるから、観念上、比較することはできない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、「マリオトメ」の称呼を同一とし、観念においては比較することができないものではあるものの、上記のとおり、外観において顕著な差異があるものとして明確に区別し得るものであり、その外観上の差異が両商標の類否の判断に及ぼす影響は少なくないとみるのが相当であるから、これらを総合勘案するときは、両商標は、これらを同一又は類似する商品に使用をしても、商品に出所について混同を生ずるおそれはないというべきである。

してみれば、本願商標と引用商標とは、相紛れるおそれのない非類似の商標である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標と非類似の商標であるから、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

<弁理士コメント>

本願商標「マリ乙女」と、引用商標「まりおとめ\毬乙梅」は、「マリオトメ」の称呼を同一とし、観念においては比較することができないものではあるものの、外観において顕著な差異があるものとして明確に区別し得るものであり、その外観上の差異が両商標の類否の判断に及ぼす影響は少なくないとみるのが相当であるから、これらを総合勘案するときは、両商標は、これらを同一又は類似する商品に使用をしても、商品に出所について混同を生ずるおそれはないというべき非類似の商標である、と判断されました。

近年の審決の傾向を考えれば、両商標が非類似であることに異論はないでしょう。

ただ、本事件の場合は、理由にもされている「称呼が共通していても、外観及び観念が・・・」という「11号あるある判断」が、個人的にはスッと入ってきませんでした。

おそらく、その原因としては、「マリオトメ」という語の造語性の高さにあるような気がします。この「マリオトメ」という語の造語性の高さは、両商標の外観、称呼、観念を比較する際に、称呼におけるインパクトを強める効果があると言えるようにも思います。つまり、外観上の差異はたしかに大きなものであるけれど、共通している「マリオトメ」の称呼は、その造語性の高さによって、需要者や取引者にとって特にインパクトがあると言えるから、その差異をも凌駕しうるものである、という考え方も、できなくはないように思うのです。（もっとも、両商標の指定商品が「イチゴ」とか「梅」であることを考えれば、本事件ではやはり外観の違いの方が強いようには思いますが・・・。）

11号審決において、商標の造語性の高さに言及されることはまず見かけませんが、最高裁判決でも「両商標の外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合し」とあるのですから、このような点も含めて、もう少し柔軟に検討されても良いのではないかという気が、個人的にはしています。

ちなみに、本事件では、引用商標を構成する「まりおとめ」が「毬乙梅」の読み仮名と認定されたのはまだ良かった方で、下手をすれば、『引用商標からは「マリオトウメマリオトメ」、「マリオツウメマリオトメ」、「キュウオツバイマリオトメ」、「イガオツウメマリオトメ」・・・等の称呼が生じる』などとされ、「マリオトメ」のみの称呼が生じるとは認定されなかった可能性もないとは言い切れないように思います。

その他の諸々のリスクも考えると、引用商標の商標見本の採択や、出願方法については、もう少し検討の余地があったかもしれません。（余計なお世話かもしれませんが・・・）

（弁理士 永露 祥生）

<2020年3月17日>